

**住生活総合調査に
協力ください**

国土交通省では、12月1日に、全国各地において「平成20年住生活総合調査」を行います。

この調査は、皆さんが住宅やそのまわりの環境について日頃どのようにお考えになっているかなどを伺うもので、国や地方公共団体が、より良い住まいづくりを行うための重要な資料となるものです。

皆さんの理解と協力をお願いします。

対象世帯 全国から無作為抽出した世帯 紋別市内は70世帯程度

調査方法 統計調査員証を持った調査員が対象となった世帯に伺い、調査票の配布、回収等を行います

調査票の配布、回収期間 11月24日(月)～12月7日(日)

調査票の配布、回収期間 11月24日(月)～12月7日(日)

**「バス乗車証」はお受け
取りになりましたか?**

市はこれまで高齢者等に対し社会参加や通院を目的に、

バス券の交付を行ってきましたが、10月1日より新しい制度が始まり、市内のバス停留所でも降りる場合に100円で乗車可能となる「バス乗車証」の交付を行っています。

この「バス乗車証」をまだ受け取られていない方は、高齢者福祉係、渚滑出張所、上渚滑支所で交付していただきますので、利用ください。

交付対象

- ・70歳以上になる方(昭和14年3月31日生以前)
- ・後期高齢者医療被保険者証を有する方
- ・身体障害者手帳を有する方で1、2級に該当の方
- ・療育手帳を有する方
- ・精神障害者保健福祉手帳を有する方

※重度心身障害者交通費助成又は、高齢者に対するタクシー料金助成をお受けになる方を除きます。

調査票の配布、回収期間 11月24日(月)～12月7日(日)

調査票の配布、回収期間 11月24日(月)～12月7日(日)

**第1回認知症サポーター
養成講座**

認知症サポーターとは、認知症を持つ方の応援者です。

認知症という病気を正しく理解し、認知症を持つ方や家族に対して温かい気持ちで見守り、自分に何ができるかを考えてみましょう。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症について学んでみませんか。

日時 11月20日(木)14時～16時

場所 保健センター
講師 キャラバン・メイト
(認知症介護実践リーダー等の研修終了者)

参加料 無料
会場 グループホームだんらん
〒(26)4605番
(担当 小松)

**熊の出没が多発
しています!**

今年も熊の目撃情報が増えています。

キノコ刈等の山菜採りのシーズンを迎え、野山に入る機会が増えますが、入林する場合は次のことを心がけてください。

- ・一人で行かない
- ・鈴などの音の出るものを携帯する
- ・ごみ等は持ち帰る

また、最近では住宅地周辺での目撃情報もあり、注意が必要です。

・夜間や早朝の散歩時には懐中電灯や音の出るものを携帯する

・生ごみなどを住宅周辺に放置しない

熊を目撃した方は、警察署又は市まで連絡ください。

○農政林務課林業振興係
〒内線255番

**住宅用火災警報器の
販売等の届出**



消防署では平成23年6月1日から、既存一般住宅への住宅用火災警報器の設置義務化を受け、皆さんに警報器の普及啓発に努めています。

そこで、住宅用火災警報器の販売・設置等を行っている業者の方は、紋別地区火災予防条例第52条第1項第8号の規定により、消防署まで届出を行ってください。

また、住宅用火災警報器以外の消防用設備等の工事・整備等を行っている業者も、併せて届出を行ってください。

届出用紙は消防署にありま

届出用紙は消防署にありま

紋別地区消防組合消防署予防課
〒(23)0119番

**個人事業税・第2期の
納期限は12月1日(月)です**

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

第一種事業
物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など 5%

第二種事業
畜産業、水産業など 4%

第三種事業
医療、理・美容業、クリーニング業など 5%

あん摩・はり・きゅう業など 3%

納税通知書に記載されています納期限までに納めていただきますようお願いいたします。



地デジ

紋別市においてはNHK・民放4社が年度内にデジタル中継局の整備・放送開始を予定しており、地デジ対応のテレビ・チューナーなどをお持ちの方は視聴が可能となります。

地上デジタル放送を視聴するには、次の方法があります。
 ・地上デジタル放送対応のテレビに買い換える。
 ・地上デジタルチューナーを買い足す。

アナログ放送の終了
 平成23年7月24日、今までのテレビ放送(アナログ放送)が終了しますので、それまでに地上デジタル放送を視聴する準備をする必要があります。
 なお、BSアナログ放送も同様に平成23年7月24日まで終了します。

図総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
 ☎0570(07)0101番
 (平日9時～21時、土日祝日9時～18時)

道路(道道)の通行止め

次の箇所、冬期通行止めを実施します。なお、降雪状況により、期間を変更する場合があります。

・遠軽雄武線 鴻之舞泉町15
 11ゲート～上渚滑町上古丹103ゲート 142km
 ・紋別丸瀬布線 上鴻之舞44
 11(道道遠軽雄武線交点)～遠軽町丸瀬布金山ゲート 162km

・丸瀬布上渚滑線 遠軽町丸瀬布上丸瀬布55ゲート～上渚滑町上立牛40ゲート 120km
 期間 11月28日(金)11時～5月29日(金)11時

・紋別興部線 渚滑町宇津々161-1(道道和訓辺渚滑停車場線交点)～興部町字住吉300-1 8.7km
 期間 11月28日(金)14時～5月29日(金)10時

図網走土木現業所紋別出張所
 ☎(24)2196番



みんなの防災

Vol.13 わたしたちのまちを守ろう

図庶務課庶務係 ☎内線207・401番

大規模な災害が発生した時は、公共機関による対応活動には限界が生じてしまうため、町内会などの地域の力が欠かせません。

そのような場合においては、地域の住民自らが、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減を図るための活動が非常に重要となります。

◆地域の助け合い◆

- いざというとき、助けあうことができるよう日ごろからの付き合いを大切にしましょう。
- 障害者、高齢者や子どもなど、避難行動に対応することが難しい人たちの安全を守るために、地域で協力できる体制をつくっていきましょう。
- 災害対処方法を習得するための活動(情報伝達訓練、救急救命講習の受講など)をしてみましょう。

◆日ごろの活動◆

- 防災意識を高める
 防災についての意識を高めるため、町内会で防災について話し合ってみましょう。
- 町の安全点検
 地域危険箇所などを調べ、地域としての対策を考えてみましょう。

◆いざというときは◆

- 情報伝達活動などに協力ください(地域内の被害情報や行政機関からの情報の伝達など)
- 初期消火活動を行いましょう(消火器などによる初期消火など)
- 避難誘導活動を行いましょう(地域住民等の安否確認、避難場所への誘導、介護が必要な人への援助など)
- 救出救護活動を行いましょう(負傷者の救護など)
- 給食給水活動への協力をお願いします(給食・救援物資の運搬や分配)

地域の福祉、
みんなで作る

赤い羽根 共同募金

赤い羽根共同募金に寄せられた寄附金は、地域の様々な福祉活動やボランティア活動の普及と振興、ハンディキャップを持つ方々の社会自立の支援などに役立てられます。

今年も皆様のご協力をお願いします。

あなたのまちの幸せのために



赤い羽根募金

共同募金

www.akaihane-hokkaido.jp